

◎指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 基準該当訪問看護の事業を行う事業所ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数について定めることとした。（附則第44項関係）
- 2 指定訪問看護に関する規定の基準該当訪問看護の事業への準用について定めることとした。（附則第45項関係）
- 3 基準該当訪問看護の事業について所要の経過措置を講ずることとした。（附則第46項関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）